解散公告（第三回）

当社は、平成六年十一月二十九日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月十一日

千葉県東金市福俵一二八三番地の一

株式会社三成

代表清算人　浅田　忠男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年五月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月十一日

名古屋市北区萩野通二丁目七番地の一

ユニーブル城北管理組合法人

清算人　來間のぞみ

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年五月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年六月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月十一日

大阪市城東区鴫野西二丁目一一番二号

大阪府貨物運送厚生年金基金

代表清算人　中川　才助

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年六月八日大阪市保健所長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月十一日

大阪市北区天満橋一丁目八番一〇―一三〇一号

医療法人文珠耳鼻咽喉科医院

清算人　文珠　敏郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年六月八日総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月十一日

島根県出雲市小山町六五三番地二

四絡生産森林組合

清算人　山代　裕始

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年五月二十三日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年六月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月十一日

福岡県久留米市田主丸町田主丸四五九番地

一一　清算法人久留米市水縄土地改良区

清算人　稲吉　典一

第四十六期決算公告

平成二十八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	一、〇三〇、八〇〇
固定資産	七五五、一九九
合計	一、七八六、〇〇〇

負債及び純資産の部

流動負債	一〇三、八二七
（賞与引当金）	（五、六〇〇）
固定負債	一三四、二四八
（退職給付引当金）	（二六、四六六）
株主資本	一、三二六、七九五
資本金	五〇、〇〇〇
資本剰余金	四八一、三四〇
利益剰余金	七九五、四五五
（うち当期純利益）	（五一、五九二）
評価換算差額等	二二一、一二八
その他有価証券評価差額金	二二一、一二八
合計	一、七八六、〇〇〇

平成二十八年七月十一日

東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号

株式会社テーオーシーサプライ

代表取締役社長　大谷　卓男

第六十八期決算公告

（平成二十八年三月三十一日現在）

貸借対照表　（単位・千円）

資産の部

流動資産	二、八九八、九九一
固定資産	六八三、六九九
合計	三、五八二、六九一

負債及び純資産の部

流動負債	一、八四三、一四一
固定負債	七〇八、一〇八
株主資本	一、〇三一、四四〇
資本金	五〇、〇〇〇
利益剰余金	九八一、四四〇
利益準備金	一二、五〇〇
その他利益剰余金	九六八、九四〇
（うち当期純利益）	（五一、四七五）
合計	三、五八二、六九一

平成二十八年六月十日

東京都港区西麻布三丁目二番一〇号

永興電機工業株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市小金原四丁目一六番地一、最後の住所千葉県松戸市新松戸四丁目三二番地の一新松戸東パークハウスA―二〇九

被相続人　亡　上野　雅志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月十一日

事務所千葉県松戸市松戸一三三六―七東風園ビル四階　筒井綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　筒井　剛

平成二十八年七月十一日

最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小林　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月十一日

東京都渋谷区神南一―二二―八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市麻生区王禅寺東五丁目三八八番地、最後の住所神奈川県海老名市杉久保南三丁目三一番六号えびな南高齢者施設

被相続人　亡　金子キクエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月十一日

横浜市青葉区市ケ尾町五三四番地一一

相続財産管理人　司法書士　山崎　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区東蒔田町八番地七、最後の住所横浜市南区東蒔田町八番地の七

被相続人　亡　猿田　則夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月十一日

横浜市中区尾上町二丁目二七番大洋建設関内ビル五階

相続財産管理人　弁護士　松木　崇